

訪問看護利用料金(医療保険)

令和8年6月 改

サービス内容	料金 (円)	1割負担 (円)	2割負担 (円)	3割負担 (円)
--------	-----------	-------------	-------------	-------------

①精神科訪問看護基本療養費【Ⅰ】

週3日まで(30分未満)	4,250	430	850	1,280
週3日まで(30分以上)	5,550	560	1,110	1,670
週4日以降(30分未満)	5,100	510	1,020	1,530
週4日以降(30分以上)	6,550	660	1,310	1,970

訪問看護基本療養費【Ⅱ】 新設あり(3人以上～50人以上)

週3日まで	同一建物1日2人	5,550	560	1,110	1,670
	同一建物1日3人以上	2,780	280	560	830
週4日以降	同一建物1日2人	6,550	660	1,310	1,970
	同一建物1日3人以上	3,280	330	660	990

訪問看護基本療養費【Ⅲ】

外泊中の訪問看護	8,550	入院中であり、在宅療養に備えて一時的に外泊をしている時		
----------	-------	-----------------------------	--	--

②訪問看護管理療養費

月の初日	7,710	770	1,540	2,310
2日目以降	3,010	300	600	900

③その他加算

24時間対応体制加算 (月1回)	ご契約の方は24時間 対応いたします	6,520	660	1,310	1,960
緊急時訪問看護加算 (日1回)月14日目まで	緊急の求めに応じて 計画外の訪問看護を 行った場合	2,650	270	530	800
緊急時訪問看護加算 (日1回)月15日目以降	緊急の求めに応じて 計画外の訪問看護を 行った場合	2,000	200	400	600
夜間・早朝訪問看護加算	夕6時～夜10時、 又は朝6時～朝8時の 時間帯に訪問看護を 行った場合	2,100	210	420	630
深夜訪問看護加算	夜10時～朝6時の 時間帯に訪問看護を 行った場合	4,200	420	840	1,260
長時間訪問看護加算 (週1回)	特別管理加算対象者に 対して1時間30分以上 訪問看護を実施した場合	5,200	520	1,040	1,560

※実際の請求金額は、端数処理により若干の誤差が生じることがあります。

サービス内容		料金 (円)	1割負担 (円)	2割負担 (円)	3割負担 (円)
③その他加算					
特別管理加算【Ⅰ】 (月1回)	在宅悪性腫瘍指導管理等を受けている方、留置カテーテル等を使用した状態にある方	5,000	500	1,000	1,500
特別管理加算【Ⅱ】 (月1回)	在宅酸素、人口肛門、重度の褥瘡等の状態にある方	2,500	250	500	750
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)	1ヵ月1回	1,830	180	370	550
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)	1ヵ月1回 1～36までの区分あり	30円～1,080円の算定			
訪問看護医療DX 情報活用加算	1ヵ月1回	50	10	10	20
専門管理加算	1ヵ月1回	2,500	250	500	750
複数回訪問看護加算 新設あり(3人以上～ 50人以上)	1日2回	4,500	450	900	1,350
	1日3回以上	8,000	800	1,600	2,400
複数名訪問看護加算 新設あり(3人以上～ 50人以上)	看護師等 (週1日)	4,500	450	900	1,350
	看護師等または補助者 (1日複数回)1日1回	3,000	300	600	900
	看護師等または補助者 (1日複数回)1日2回	6,000	600	1,200	1,800
	看護師等または補助者 (1日複数回)1日3回以上	10,000	1,000	2,000	3,000
退院時共同指導加算	入院中または入所中の利用者に対し主治医等と連携して指導を行い、その内容を文章にして提供した場合	8,000	800	1,600	2,400
退院支援指導加算	退院する方に対して退院日に在宅療養上必要な指導を行った場合	6,000	600	1,200	1,800
特別管理指導加算	退院後特別な管理が必要な方に対して、退院指導を行った場合	2,000	200	400	600
在宅患者連携指導加算	医療関係職種間で月2回以上、文章等により情報提供し、療養上必要な指導を行った場合	3,000	300	600	900
在宅患者緊急時 カンファレンス加算	利用者の状態急変時や治療方針の変更時にカンファレンスを行い、療養上必要な指導を行った場合	2,000	200	400	600

訪問看護ターミナルケア療養費【Ⅰ】	死亡及び死亡前日14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合	25,000	2,500	5,000	7,500
訪問看護情報提供療養費【Ⅰ】市町村	利用者の同意を得て関係機関へ必要な情報を提供した場合	1,500	150	300	450
訪問看護情報提供療養費【Ⅱ】学校		1,500	150	300	450
訪問看護情報提供療養費【Ⅲ】医療機関		1,500	150	300	450

新設加算

訪問看護物価対応料1 (令和8年)	月初回	60	10	10	20
	2日目以降	20	10	10	10
訪問看護物価対応料1 (令和9年)	月初回	120	10	20	40
	2日目以降	40	10	10	10

令和8年度及び令和9年度の物価上昇に段階的に対応するため管理療養費に併せて算定可能な加算

訪問看護医療情報連携加算	1カ月に1回	1,000	100	200	300
機能強化型訪問看護管理療養費4	月の初日(精神科に特化したST)	9,030	900	1,810	2,710
包括型訪問看護療養費	1日につき(高齢者向け等施設に隣接するST)	7,010円～15,510円			
訪問看護遠隔診療補助料	1カ月に1回(オンライン診療の補助を行う場合)	2,650	270	530	800

※実際の請求金額は、端数処理により若干の誤差が生じることがあります。

特別管理加算【Ⅰ】 厚生労働省が定める疾病等

在宅悪性腫瘍患者指導管理/在宅気管切開患者指導管理
気管カニューレを使用している状態/留置カテーテルを使用している状態

特別管理加算【Ⅱ】 厚生労働省が定める状態

- 1 在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理又は在宅強心剤持続投与指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態にある者
- 2 以下のいずれかを受けている状態にある者
在宅自己腹膜灌流指導管理/在宅血液透析指導管理/在宅酸素療法指導管理/
在宅中心静脈栄養法指導管理/在宅成分栄養経管栄養法指導管理/
在宅自己導尿指導管理/在宅人工呼吸指導管理/在宅持続陽圧呼吸療法指導管理/
在宅自己疼痛管理指導管理/在宅肺高血圧症患者指導管理/在宅難治性皮膚疾患処置指導管理
- 3 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態にある者
- 4 真皮を超える褥瘡の状態にある者
- 5 在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者